

議案第二二号

三朝町長等給与条例の一部を改正する条例について

三朝町長等給与条例の一部を別紙のように改正するものとする

昭和三十七年三月十日提出

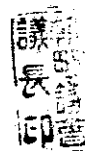
三朝町長 坂出雅己

昭和三十七年三月十七日原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄





三朝町長等給与々々条例の一部を改正する条例

三朝町長等給与々々条例(昭和十八年(昭和十八年)の(昭和十八年)の一部を次のように改正する

第七条の規定による別表第二を次のように改める

別表第二

正分	鉄道賃		船賃	車馬賃 (料なき)	日当(一日につき)		宿泊料(一夜につき)		食卓料 (一夜につき)
	県内	県外			県内	県外	県内	県外	
町長	等運賃	等運賃	上級運賃	五円	二六〇	三〇〇	一三〇	一五〇	三〇〇
助役	〃	〃	〃	五	二四〇	二六〇	一二〇	一五〇	三〇〇
収入役	〃	〃	〃	五	二四〇	二六〇	一二〇	一五〇	三〇〇
固定資産 評価員	〃	〃	〃	五	二四〇	二六〇	一二〇	一五〇	三〇〇

附 則

この条例は公布の日から施行し昭和三十七年四月一日より適用する